

障害福祉サービス事業所管理者 様

かすみがうら市福祉事務所長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る障害福祉サービス事業所の対応期間について

日頃より、当市の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月14日に緊急事態宣言が解除され、令和2年5月25日より、本県独自の「コロナ対策指針」基準がステージ2に引き下げられました。しかし、再び流行する第2波も想定されることから、感染拡大防止に十分配慮しながら日常生活を送ることが求められております。

本市では、令和2年4月23日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る障害福祉サービス事業所の対応について」を通知いたしましたが、県のコロナ対策指針を踏まえ、本通知における対応（在宅での支援の実施及び報酬算定）を下記の期日をもって終了といたします。

お忙しいところ恐縮ですが、ご一読いただきご対応よろしく申し上げます。

記

1. 適用期間の期日

対象	適用期間
障害児	令和 2年 6月 21日（日）まで
	※県内の特別支援学校の通常登校開始予定日の前日まで
障害者	令和 2年 6月 7日（日）まで
	※県で示すコロナ対策指針における基準がステージ1となる予定の前日まで

本取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染状況により、適用期間が変更となる可能性がありますので、かすみがうら市ホームページでご確認ください。

2. 事務取扱いについて

- ① 適用期間内における請求では、前回お示した「個別支援計画書の写し（在宅での支援計画が記載されているもの）」「在宅支援等実施記録表（別紙1）」「新型コロナウイルス感染症に関して事業所を欠席する場合の欠席時対応加算及び基本報酬の算定について（別紙2）」が必要となります。

適用期間以降は、通常の請求方法に戻ることとなりますので、ご注意願います。

- ② 請求事務につきましては、**翌月10日まで**にお願いいたします。
- ③ 適用期間の終了が月途中となりご不便をお掛けいたしますが、ご理解のほどよろしく申し上げます。

<問い合わせ先>

〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

かすみがうら市 社会福祉課 障害福祉担当

TEL : 0299-59-2111（内線 : 1163・1165）